## 上田市教育委員会事務分掌

平成20年4月1日から

部・局等	課・室等	<u> </u>
教育委員会	#IV	3.3333 3
	教育総務課	
		(1) 教育委員会の招集及び議事に関すること。
		(2) 教育委員会の施策の企画及び調整に関すること。
		(3) 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
		(4) 教育委員会事務局、学校その他教育機関の職員に関すること。
		(5) 私立学校(幼稚園を除く。)及び各種学校に関すること。
		(6) 奨学金に関すること。
		(7) 教育に係る調査統計及び広報に関すること。
		(8) 教育施設の整備計画に関すること。
		(9) 学校教育施設等の設置、整備、保全及び財産管理に関すること。
		(10) 通学区域に関すること。
		(11) 教員住宅に関すること。
		(12) 教育行政に関する相談に関すること。
		(13) 学校給食に係る企画及び調整に関すること。
		(14) 主管課として処理する事務に関すること。
		(1) 学校の経営及び教育方針に関すること。
		(2) 教科書及び教育に関すること。
		(3) 就学指導及び教育相談に関すること。
		(4) 就学、転学及び学齢簿に関すること。
		(5) 学級編制に関すること。
		(6) 県費負担教職員に関すること。
		(7) 学校の保健衛生及び安全対策に関すること。
		(8) 生活困窮児童・生徒の援助に関すること。
		(9) 放課後児童対策に関すること。
		(10) 放課後児童健全育成施設に関すること。
		(11) 教育相談所の管理運営に関すること。
		(12) 学校給食及び給食費に関すること。
	生涯学習課	
		(1) 生涯学習の総合計画及び振興に関すること。
		(2) 生涯学習施設の整備計画及び管理運営に関すること。
		(3) 青少年健全育成の総合計画及び推進に関すること。
		(4) 公民館活動に関すること。
		(5) 青少年団体の育成及び指導者養成に関すること。
		(6) 少年育成センターの運営に関すること。
		(7) 青少年教育相談に関すること。
		(8) 人権同和教育の総合計画及び推進に関すること。
		(9) 人権同和教育施設に関すること。
		(10) 上田市立上田図書館、上田情報ライブラリー及び上田市立丸子金 子図書館との連絡調整に関すること。
	文化振興課	
		(1) 文化芸術の総合計画及び振興に関すること。
		(2) 文化振興によるまちづくりに関すること。
		(3) 地域伝統文化の保護及び振興に関すること。
	l	(4) 文化団体及び芸術団体の活動支援及び育成に関すること。

(5) 文化財の保護及び活用に関すること。 (6) 上田市民会館及び上田市上田文化会館との連絡調整に関すること。	
	L
	<b>C</b> •
(7) 上田市立博物館等との連絡調整に関すること。 体育課	
(1) 体育の総合計画及び体育振興に関すること。	
( )	38
┃(2) スポーツ、レクリエーション及び体力づくりの推進及び指導に問している。           すること。	关]
(3) 体育指導委員及びスポーツ指導員に関すること。	
(4) 各種競技団体の指導育成及び連絡調整に関すること。	
(5) 体育施設の建設に関すること。	
(6) 体育施設の管理運営に関すること。	
丸子地域教育事務所	
丸子学校教育課	
   (1) 所管地域の学校の管理、営繕及び保全に関すること。	
(2) 所管地域の学校の教職員並びに児童及び生徒の保健、衛生、福和	<b>E</b> II
及び厚生に関すること。	ניז
(3) 所管地域の小・中学校の転入学に関すること。	
(4) 所管地域の学校の教員住宅に関すること。	
(5) 所管地域の学校教育の指導及び助言に関すること。	
(6) 所管地域の放課後児童対策に関すること。	
(7) 所管地域の放課後児童健全育成施設に関すること。	
(8) 所管地域の学校給食及び給食費に関すること。	
丸子地域教育事務所 社会教育課	
(1) 所管地域の生涯学習の推進に関すること。	
(2) 所管地域の青少年健全育成に関すること。	
(3) 所管地域の公民館活動に関すること。	
(4) 所管地域の生涯学習施設に関すること。	
(5) 所管地域の人権同和教育に関すること。	
(6) 所管地域の人権同和教育施設に関すること。	
(7) 所管地域の文化芸術の振興に関すること。	
(8) 所管地域の伝統文化の保護及び振興に関すること。	
(9) 所管地域の文化団体及び芸術団体の活動支援及び育成に関すること。	Ξ
(10) 所管地域の文化施設に関すること。	
(11) 所管地域の文化財の保護及び活用に関すること。	
(12) 信州国際音楽村に関すること。	
(13) 信州国際音楽村活動の援助及び指導に関すること。	
(14) 所管地域のスポーツ振興に関すること。	
(15) 所管地域の体育施設の管理運営に関すること。	
(16) 上田市丸子文化会館との連絡調整に関すること。	
真田地域教育事務所	
(1) 所管地域の学校の管理、営繕及び保全に関すること。	
   (2) 所管地域の学校の教職員並びに児童及び生徒の保健、衛生、福和	利
及び厚生に関すること。	
( )	
及び厚生に関すること。	
及び厚生に関すること。 (3) 所管地域の小・中学校の転入学に関すること。	
及び厚生に関すること。 (3) 所管地域の小・中学校の転入学に関すること。 (4) 所管地域の学校の教員住宅に関すること。	
及び厚生に関すること。 (3) 所管地域の小・中学校の転入学に関すること。 (4) 所管地域の学校の教員住宅に関すること。 (5) 所管地域の学校教育の指導及び助言に関すること。	

- (9) 所管地域の生涯学習の推進に関すること。 (10) 所管地域の青少年健全育成に関すること。 (11) 所管地域の公民館活動に関すること。 (12) 所管地域の生涯学習施設に関すること。 (13) 所管地域の人権同和教育に関すること。 (14) 所管地域の人権同和教育施設に関すること。 (15) 所管地域の文化芸術の振興に関すること。 (16) 所管地域の伝統文化の保護及び振興に関すること。 (17) 所管地域の文化団体及び芸術団体の活動支援及び育成に関するこ (18) 所管地域の文化施設に関すること。 (19) 所管地域の文化財の保護及び活用に関すること。 (20) 所管地域のスポーツ振興に関すること。 (21) 所管地域の体育施設の管理運営に関すること。 武石地域教育事務所 (1) 所管地域の学校の管理、営繕及び保全に関すること。 (2) 所管地域の学校の教職員並びに児童及び生徒の保健、衛生、福利 及び厚生に関すること。 (3) 所管地域の小・中学校の転入学に関すること。 (4) 所管地域の学校の教員住宅に関すること。 (5) 所管地域の学校教育の指導及び助言に関すること。 (6) 所管地域の放課後児童対策に関すること。 (7) 所管地域の放課後児童健全育成施設に関すること。 (8) 所管地域の学校給食及び給食費に関すること。 (9) 所管地域の生涯学習の推進に関すること。 (10) 所管地域の青少年健全育成に関すること。 (11) 所管地域の公民館活動に関すること。 (12) 所管地域の生涯学習施設に関すること。 (13) 所管地域の人権同和教育に関すること。 (14) 所管地域の人権同和教育施設に関すること。 (15) 所管地域の文化芸術の振興に関すること。 (16) 所管地域の伝統文化の保護及び振興に関すること。
  - (18) 所管地域の文化施設に関すること。
  - (19) 所管地域の文化財の保護及び活用に関すること。
  - (20) 所管地域のスポーツ振興に関すること。
  - (21) 所管地域の体育施設の管理運営に関すること。
  - (22) 上田市武石ともしび博物館の管理運営に関すること。

(17) 所管地域の文化団体及び芸術団体の活動支援及び育成に関するこ

(23) 上田市長和町中学校組合に関すること。